

提案に関する質問について（回答）

重層的支援体制整備事業における参加支援事業及び地域づくり事業業務委託に係る提案に関する質問について、次のとおり回答します。

委託名：重層的支援体制整備事業における参加支援事業及び地域づくり事業業務委託

質問	質問	回答
1	仕様書 8 業務実施体制(1)アの 1 名以上は、常勤換算で 1 名以上という理解でよいか。	お見込みのとおりです。
2	本事業の実施に当たり、本事業の業務の独立性を担保したうえで同一の事務所内で他の福祉事業を行ってもよいか。	本事業の独立性が担保できているのであれば、同一の事務所内で他の福祉事業を行っても差し支えありません。
3	仕様書 9 業務内容(1)参加支援事業②支援フロー ア、相談受付について重層的支援会議等以外のルート、例えば、地域住民、地域の相談支援機関から直接参加支援事業の依頼があった場合、早期に関わる必要があると判断した場合には、支援対象者への支援を開始することができると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
4	参加支援事業について、年間 30 件程度を想定するとあるが、今年度は 15 件程度の参加支援対象者に支援を予定すると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
5	「草加市告示第 561 号」の「3 履行期間」の「契約締結日」について、「スケジュール」を見ると契約手続きと業務開始が同時であるように捉えられるが、「契約締結日」を詳しく示してほしい。	契約手続きと業務開始は同時ではなく、契約手続きを行い、契約書を取り交わした後、業務開始となります。
6	「仕様書」P. 1 「5 目的」中、「包括的相談支援事業者」や「アウトリーチ等を	包括的相談支援事業者として、地域包括支援センターの運営

	<p>通じた継続的支援及び多機関協働事業業務委託者」とあるが、履行期間内の対象事業者や業務委託者が決定している場合、示してほしい。</p>	<p>は、社会福祉法人草加松原会、社会福祉法人草加市社会福祉協議会、医療法人眞幸会、社会福祉法人草加会、医療生協さいたま生活協同組合、医療法人社団友勝会、社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉及び社会福祉法人草加市社会福祉事業団、相談支援事業は社会福祉法人草加市社会福祉事業団、自立相談支援事業は社会福祉法人草加市社会福祉協議会に業務委託しております。アウトリーチ等を通じた継続的支援及び多機関協働事業業務委託者は、社会福祉法人草加市社会福祉協議会になります。</p>
7	<p>「仕様書」P. 1 「5 目的」中、「当該事業による支援を必要とする者」について、その支援対象者が自ら支援を必要とする者であると希望を申し、重層的支援体制整備事業における参加支援事業へ受け付けることを想定しているか示してほしい。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
8	<p>「仕様書」P. 2 「7 業務実施日等」で、業務実施時間の定めがある場合、示してほしい。</p>	<p>業務実施時間は定めておりませんが、支援対象者の状況等に応じた支援が必要となるため、詳細な時間は受注者と協議したいと考えております。</p>
9	<p>「仕様書」P. 2 「8 業務実施体制」アの「それに準ずる資格」、イの「それに準ずる経験を有する者又は同等の社会福祉援助技術を習得している者」の例示をお願いしたい。</p>	<p>「8 業務実施体制-(1)-ア それに準ずる資格」の一例として介護福祉士、保健師、臨床心理士、公認心理士等を想定しております。</p>

		<p>「8 業務実施体制－(1)－イ それに準ずる経験を有する者又は同等の社会福祉援助技術を習得している者」の一例として、福祉事務所のケースワーカー、高齢者福祉施設での生活相談員、児童養護施設での児童指導員、医療機関の医療ソーシャルワーカー等の業務経験を有する者又は同等の社会福祉援助技術を習得している者を想定しております。</p> <p>なお、本事業に配属予定の業務従事者の要件については、個別に判断させていただくこととなります。</p>
10	<p>「仕様書」P. 2 「8 業務実施体制」(1)ア、イ、ウと「重層的支援体制整備事業における参加支援事業及び地域づくり事業委託に係る公募型プロポーザル募集要領」P. 3 「9 提案書の提出」(1)④から配置人員最少人数は、責任者1名と社会福祉士等資格を有する参加支援事業従事者兼地域づくり事業従事者1名、計2名でよいか。</p>	<p>配置していただく人数は1名以上となります。</p>
11	<p>「仕様書」P. 2 「8 業務実施体制」(1)エ中、「市担当者」とはどの部署になるか。</p>	<p>担当部署は草加市健康福祉部福祉政策課となります。</p>
12	<p>「仕様書」P. 3 「9 業務内容」(1)②ア中、「重層的支援会議等」の定期開催の日が決まっている場合、示してほしい。また、本人の参加を要するか。</p>	<p>現時点では、重層的支援会議の定期開催の日は特に決めておりません。また、利用希望者本人の参加は特に要しておりません。</p>
13	<p>「仕様書」P. 3 「9 業務内容」(1)②ア中、「利用が必要」の判断基準を示して</p>	<p>個別具体的に判断することとなるため、判断基準等はございま</p>

	ほしい。また、判断がなかった際は支援不要と草加市は捉えるか。	せん。利用の判断がなかった際、支援不要とは捉えません。
14	「仕様書」P. 3「9業務内容」(1)②ア中、「支援決定前」とは相談受付前又はプラン作成前か示してほしい。	「支援決定前」とは相談受付後からプラン作成前までの期間になると考えます。
15	「仕様書」P. 3「9業務内容」(1)②イ中、「プラン作成」の作業目安時間を示してほしい。	「プラン作成」の作業目安時間は特に定めておりません。
16	「仕様書」P. 3「9業務内容」(1)②イ中、「プランを作成し、重層的支援会議に諮る」とあるが、受付での重層的支援会議の後、プランが作成され、その後の重層的支援会議によりプランが了承となることで良いか。	多機関協働事業者等によりプラン案を作成し重層的支援会議に諮り、その後参加支援事業におけるプランを作成することになります。
17	「仕様書」P. 3「9業務内容」(1)②イ中、「プラン」の実行期間の定めはあるか。	参加支援事業について、プラン期間の目安は特にありません。
18	「仕様書」P. 3「9業務内容」(1)の「相談受付」「プラン」、「仕様書」P. 4(1)②エの「評価シート」等が業務書類であると捉えるが、草加市や草加市の条例から書類形式が設定されているのか。設定がない場合、これらの書類は草加市あるいは委託先が形式を作成するのか。	各種様式について、草加市の例規において定めてはおりませんが、「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引き」に記載している様式を使用していただくことを想定しています。
19	「仕様書」P. 6イ中、「コミュニティブロック」の草加市のとらえ方を示してほしい。	市内の町会、自治会を地域ごとのブロックに分けたものでございます。
20	「仕様書」P. 6イ中、「実施に当たっては、地域住民が主体として進めることができる地域づくりを展開し、既存の地域住民により取組が継続され、既存の取組を活かしたコーディネート」は、例えば、草加市都市整備課が関わるコミュニティプラン作成とのリンクも考えられる	草加市都市整備課都市計画課で行っているコミュニティプランの策定に当たっては、地区別懇談会等を通じて地域の意見を幅広く聴いています。従って、地区別懇談会等と連携することは考えられます。

	か可能であれば示してほしい。	
21	「仕様書」P. 6 エ中、「情報発信」の媒体に制限があるか。	外部に当該事業について情報発信、また媒体を含むその手法については、市と適宜相談し、市の承諾を得るようにしてください。
22	「仕様書」P. 7 エ中、「既存の社会資源」を草加市内のみに限定しているか確認したい。草加市中心とした近隣市等、いわゆる同一生活圏にある社会資源の活用、開発も含めることができるか。	草加市内を想定していますが、状況によっては近隣市等の社会資源の活用も考えられます。
23	委託事業所拠点を草加市内に設置する必要があるか。	草加市内に事務所を設置することが望ましいと考えております。
24	「仕様書」P. 9 「17 業務実施における注意事項」(1)中、「格納」は草加市役所内であるか確認したい。	受注者が当該事業を実施する事務所を想定しています。
25	「重層的支援体制整備事業における参加支援事業及び地域づくり事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領」P. 3 (6)中、「選定委員会」の委員資格者を確認したい。	重層的支援体制整備事業の制度主旨から、多機関協働を中心的に担う相談支援業務及び居場所づくりを担う業務を実施している庁内の関係所管課で構成されています。
26	「(別表) 選定基準」の「業務実績」で、プロポーザル参加表明書にある事業者の同法人内の他県事業所の業務実績を含めてよいか。	同法人内の他県事業所の業務実績は実績として含めません。